

出頭する幹事の方願ひ出頭する夕此為同署ニ於て即自従業員
 代表ヲ招致シテ會見折衝セシメ夕此結果同日午後六時ニ至
 リ妥協成立シテ尤記條件ニテ円満解決セリ

記

- (一) 爭議参加者全員(七名) 解雇ヲ承認ス
- (二) 事業主ハ金一封(金三三三円)ヲ支給ス
- (三) 経費残りノ靴ノ木型八折(時價二十円位)ヲ爭議団ニ支給ス

右及申(通)報候也

昭和二十一年八月二十七日
 労働組合協議会
 協働課

事務

白 昇製靴株式会社

協働課

昭和二十一年八月二十七日

従業員 此名(四七)名

各加入員 此名(四七)名

解雇 四七名

解雇 事業不振ニ由リテ至リテ全員解雇

一者申候ニテモ甚困ナ

多過 従業員側ニ於テハ至テ八日多過有リテ外ニ於テハ頭

ヲ以テ懐疑セシメ休職

若知不之知リ以テ解雇ノ旨告出スルニ於テ協働課員

8.	8.21
50	80